

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011
『利益と害についてのケースブック』2

ケーススタディー2-4：同意のない治療-第三者を通じて行われる治療

翻訳 宇治雅代

ある43歳の患者は、20歳より統合失調症に罹患していた。現在は、統合失調症の慢性期の様相を呈しており、慢性的な欠陥状態、明らかな陰性症状、そして常に存在する妄想といった症状に特徴付けられていた。

患者は、医師の診察を受けることを拒むため、彼の状態はその母親からの報告によって医師に知らされている。彼は、他人に対して攻撃的になったことはなく、強制入院に対しての診断基準を満たしたこともなかった。

最近、彼の母親は、彼の社会的機能を損なう陽性症状の増強などを含め彼の状態が悪化していることに気がついた。母親は強制入院を依頼した。精神科医は、患者の最善の利益に基づいて行動し、母親が患者のスープの中に入れるようにと、リスペリドン内用液を処方した。

この治療は効を奏した。患者はこの6年で初めて犬の散歩を始めた。

この精神科医は、患者が何の知識も得ないまま、母親を援助して患者に薬物療法を行うことで、母親と協力することは許されるべきであっただろうか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

YES 患者の健康への利益は、この行動を正当化するものである。

NO 精神科医によって治療されるのは、患者なのである、患者だけなのである。そしてその精神科医は、単独で関わり、影響を与える責任を持つ。医師が、患者の自律を剥奪することにおいて協力することは許されるべきことではない。

このケースについてのノート

判決

原則として、患者には自身の健康に関連する情報を入手利用できる権利がある。患者との面識もないままに患者を治療することは、通常は倫理的とはみなされない。さらに、患者を診察することなしに、薬物を患者に投与することは、容認できることではなく、深刻な副作用の場合には法的な責任が生じることも意味する。

たとえその医師と患者の母親が善意であったとしても、その患者に自分の状態を知りさらに治療に積極的に参加するという利益を与えずに治療を行うことは自律の侵害であり、診察と患者に関しての十分な知識のないままになされる治療は、すでに誤った前提である。改善が得られたという功利主義的な論議は、義務論的という、欺くことは決して行動の望ましい根拠にはならないという事実を変更するものではない。

しかしながら、この解決方法が考慮される数多くの状況はあるのかもしれない： その患者に意思決定能力がない場合、または、その患者が例えば、発展途上国などの多くの地域で生じているように、非常に辺鄙な地域に居住していて医師が近くにいない場合ときなどである。患者の情報を提供される権利は、患者の健康への深刻な害を防ぐために制限が加わることもある。しかしながらこの特権は大きな乱用につながりかねない。精神科医は極端な環境においてのみそれを利用すべきである。

ディスカッション 第三者を通しての治療

患者の人としての尊厳と権利は、いくつかの表現がある。その中には、医療的な情報の機密保持、医学的治療やその他のことに関連しての決定への患者参加などが挙げられる。

時として、患者は精神的な理由で意思決定能力がないこともあり、治療過程に参加できないこともある。そのような状況では、他の人を介して患者をケアする可能性を模索できるであろう。たとえ治療を実施するために仲介者を利用するとしても治療の決定は、患者と患者の福利のみを考慮しなければならない。われわれは、具体的に挙げられている治療が真にその患者に利益をもたらすのか、そしてその患者に害が生じないのかをもっと注意深く調査しなければならない。

この事例では、患者の状況や彼が自傷他害の恐れがあるのかなどについて十分には情報はない。さらに、彼が引きこもった状態にいたことが患者にとって深刻な害に帰結するのかにについての情報もない。この情報は、患者が強制的治療の下に置かれるのかにについて考慮するのに重要である、なぜならば、多くの精神医療の法律で適用されているその条件は、そのような状況では、患者や他の人を保護するために、拘束力を必要とすると定めている。

上記の類の状況において、もちろん、同意はとりわけ要求されるわけではない。従って、そのような状況にある人が治療について合理的な決定をなすことができないことは通常明確であるため、患者が自身のために決定する意思決定能力は問題ではない。

その医師が、患者をじかに評価しなかったという事実は、医師が、その男性の状況が治療を依頼したり拒否する意思決定能力が損なわれていたわけではないと推定したのであることを示している。その医師が、患者に意思決定能力がないと考えたのであれば、医師は少なくともその患者を強制的に診察する許可を得るべきであった。もし、患者に意思決定能力があったと考えたのであれば、その医師は、患者が非自発的に処方薬を内服するように仕向けるように共謀したという点で強制治療を提供したことに等しい。これは、意志決定能力のある患者が同意もなく治療されたという意味において、単に悪い実地診療ということだけではなく、明らかに法的に違反している。医師がその母親を治療の過程に巻き込むことは、専門職としてはふさわしくない行動である。